2　業務の追加
センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加することとした。（第一〇条第六号関係）
3　和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的実施
紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、紛争解決委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとすることとした。（第二三条の二及び第三二条の二関係）
4　情報の公表
センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができることとした。（第四二条第二項関係）
三　施行期日
この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇〇号）（内閣府本府）
1　公共施設等の対象の拡大
特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加することとした。（第二条第一項第三号関係）
2　公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案に基づく変更
㈠　公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針の公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下「変更提案」という。）をすることができることとした。この場合においては、当該変更提案に係る実施方針の変更の案、当該工事による公共施設等運営事業についての効果の増進及び効率性の向上に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならないこととした。
㈡　変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができることとした。
㈢　変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、㈡の規定による実施方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした公共施設等運営権者に通知しなければならないこととした。
㈣　公共施設等の管理者等は、㈡の規定による実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、当該変更後の実施方針を公表しなければならないこととした。（第一九条の二関係）
3　株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の業務の追加及び機構の保有株式等の処分期限の延長
㈠　機構の業務に、特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣及び助言並びに特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供を追加することとした。（第五二条第一項関係）
㈡　機構は、令和一〇年三月三一日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和一五年三月三一日まで延長することとした。（第五六条第二項関係）
4　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第一〇一号）（総務省）
1　議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和
㈠　規制の対象となる「請負」の定義を明確化することとした。（第九二条の二関係）
㈡　各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととした。（第九二条の二関係）
2　災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備
招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができることとした。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこととした。（第一〇一条関係）
3　政府の措置等
㈠　政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとすることとした。（附則第六条関係）
㈡　地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、㈠の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとすることとした。（附則第六条関係）
4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民法等の一部を改正する法律（法律第一〇二号）（法務省）
一　民法の一部改正関係
1　再婚禁止期間の撤廃等
再婚禁止期間に関する規定について所要の見直しを行うこととした。（第七三三条、第七四六条及び第七七三条関係）
2　嫡出の推定
㈠　妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定することとし、女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とすることとした。（第七七二条第一項関係）
㈡　㈠の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定することとした。（第七七二条第三項関係）
3　嫡出の否認
㈠　父、子又は母は、子が嫡出であることを否認することができることとした。（第七七四条第一項及び同条第三項関係）
㈡　子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であって、子の父以外のもの（以下「前夫」という。）は、子が嫡出であることを否認することができることとした。（第七七四条第四項関係）
4　嫡出否認の訴え
父、子、母及び前夫の否認権は、それぞれ所定の者に対する嫡出否認の訴えによって行うこととした。（第七七五条第一項関係）
5　嫡出否認の訴えの出訴期間
㈠　父、子、母及び前夫の否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、それぞれ所定の時期から三年以内に提起しなければならないこととした。（第七七七条関係）
㈡　子は、その父と継続して同居した期間が三年を下回るときは、二一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができることとした。（第七七八条の二第二項関係）